

業務指示書 (小規模)

ケニア国ウゴンゴ道路拡幅計画 (フェーズ2) 準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2013年12月25日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第二課 角河 佳江 Kakugawa.Yoshie@jica.go.jp

質問に対する回答： までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

(○) 認めます。

() 認めます。ただし業務主任者 (総括) は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者 (総括) は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある (原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：道路計画に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括）】（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：道路計画に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（ケニア及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 交差点改良・道路付帯設備設計】

- 1) 類似業務の経験：道路設計に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（ケニア 及び全途上国）での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年1月10日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
アフリカ地域 における 25% とします。

なお、定率化方式の積算基礎となる現地業務期間中の直接人件費には通訳団員は含まれません。

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
現地再委託

() 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(KES

1 = 1.194 円 , US\$1 = 102.19 円 , EUR1 = 138.88 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/道路計画
交差点改良・道路付帯設備設計

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

6.25 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年1月21日(火)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

以上

(補足説明)

1. プロポーザル提出様式の変更について

(1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、紙製のフラットファイル綴じとします。

2. 契約変更手続きについて

(1) 要員計画の確定・変更

● 契約変更が必要な事項

ア. 契約時の総人月が増える場合

イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代

ウ. 増額の必要が生じる場合

● 打合簿の作成が必要な事項

ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代

イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）

ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認

エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定

オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

● 打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更

イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

【留意事項】

- ・〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間流用はできず、〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

(2) 費目間流用

〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間の流用はできない。ただし、〔直接経費〕内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

(3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き

- 変更により契約金額が増額になる場合
 - ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合
 - (7)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出
 - (4)契約交渉
 - (7)変更契約書締結による変更承認
 - イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合
 - (7)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）
 - (4)変更契約書締結
- 変更により契約金額が減額になる場合
 - ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合
 - (7)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出
 - (4)契約交渉
 - (7)変更契約書締結による変更承認
 - イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下
 - (7)精算時戻入

【留意事項】

- ・ 契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表
ケニア国ウゴンゴ道路拡幅計画（フェーズ2）準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/道路計画	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 交差点改良・道路付帯設備設計	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

ケニアの首都であり最大の都市であるナイロビ市は、人口増加、交通量の増加に対して、道路網や公共交通の整備が追い付かず、渋滞が深刻化している。このため、経済活動の損失とともに大気汚染・騒音等の自動車公害が問題となっており、さらには渋滞時に対向車線の逆走や歩道乗り上げ通行などの危険行為が見られ、交通秩序が守られず交通安全上の問題となっている。ナイロビ市の人口は2010年の330万人から2025年には430万人へ増加すると推測され、交通需要の更なる拡大が見込まれるため交通渋滞はますます悪化することが予想される。

2006年、JICAは「ナイロビ都市交通網整備計画調査」により、ナイロビ市内の交通整備マスタープラン策定を支援した。この中で市中心部と西部を結ぶ道路リンク強化が提案されており、これを受け「ナイロビ西部環状道路建設計画」に係る無償資金協力が2010年に開始された。本プロジェクト対象のウゴング道路(Ngong Road)も、ナイロビ西部と中心部を結ぶ幹線道路として位置付けられており、市内でも渋滞が著しい路線の一つである。また「ナイロビ西部環状道路建設計画」により整備される道路と接続するため、両プロジェクトを通じた混雑緩和への効果発揮が期待される。

本計画は、2012年6月に贈与契約(G/A)が締結された「ウゴング道路拡幅計画」(以下、「フェーズ1」という)の後続案件である。フェーズ1の計画はケニヤッタ通り(Kenyatta Avenue)交差点からアダムスアーケード(Adams Arcade)交差点までの道路区間(4.7km)について、対面通行の2車線道路から上下線分離式の4車線への拡幅等の整備を行うものであるが、詳細設計の段階で高架鉄道(Light Railway Transit: LRT)の建設計画との調整が発生し、鉄道用橋脚設置のために中央分離帯を拡幅するなどの変更が生じている。また、昨今の急激な円安ドル高の進行による工事費上昇が予測されるため、協力対象区間の見直し(スコープカット)が必要となっている。

本調査においては、フェーズ1の対象区間の終点からウゴング道路が3方向に分岐するダゴレットティ(Dagoretti)コーナー交差点までを結ぶ道路区間において、道路拡幅及び道路付帯設備等に係る協力内容を提案し、無償資金協力として適切な概略設計を行い、事業計画を策定し、概算事業費を積算することを目的とする。

2. プロジェクトの概要

(1) 上位目標

ナイロビ首都圏の交通渋滞を緩和し、都市経済活動の円滑化を促進する。

(2) プロジェクト目標

ウゴンゴ道路の拡幅により、市中心部と郊外を往来する交通を円滑化させ、市内の渋滞の緩和に貢献するとともに、歩道及び信号機等の設置により歩行者等の移動の利便性および安全性を確保する。

(3) 成果

フェーズ1の対象区間の終点から、ダゴレッティ・コーナー交差点までを結ぶ区間が2車線道路から4車線へ拡幅され、必要な付帯施設が整備される。

(4) 我が国への要請内容／プロジェクト概要

ア 要請内容：

無償資金協力によるウゴンゴ道路の整備

イ 相手国側の事業計画

環境社会配慮、用地取得、C/Pの配置

(5) 活動、投入計画

ア 土木工事、調達機器等の内容：

既存道路の拡幅(2車線から4車線化)、ダゴレッティ・コーナー交差点の改良、道路付帯設備(信号機、道路情報表示板等)

イ コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容：

詳細設計、施工監理、機器類の操作・運用等

(6) プロジェクト・サイト

ナイロビ市内

(7) 受益者

ア 直接受益者：ウゴンゴ道路の道路利用者および周辺地域住民

イ 間接受益者：ナイロビ市民300万人以上

(8) 監督官庁・実施機関

監督官庁：運輸交通・インフラ省(Ministry of Transport and Infrastructure)

実施機関：ケニア都市道路公社(Kenya Urban Roads Authority、以下「KURA」という)

(9) 本プロジェクトに関連する我が国及び他ドナー等の援助活動

我が国は、ケニア国・国別援助方針の援助重点分野「経済インフラ整備」の下、市内渋滞の解消、交通事故発生数の減少及び広域輸送のボトルネック解消を目的として以下から構成される「ナイロビ都市圏交通網改善プログラム」を実施である。

- ・ 2004年～2006年 開発調査「ナイロビ都市交通網整備計画調査」
- ・ 2010年～2013年 無償「ナイロビ西部環状道路建設計画」

- ・ 2012年～2015年 無償「ウゴング道路拡幅計画（フェーズ1）」

上記の他に技術協力プロジェクト「道路メンテナンス業務の外部委託化に関する監理能力向上プロジェクト（フェーズ2）」で道路管理者の調達・発注行政に係る能力の向上を支援している。

ナイロビ市内の道路事業を支援する他ドナーはアフリカ開発銀行、中国、EU等であり、主なプロジェクトは以下のとおりである。

- ・ Nairobi Eastern Bypass Project（中国、借款）
- ・ Nairobi Northern Bypass Project（中国、借款）
- ・ Nairobi Southern Bypass Project（中国、借款）
- ・ Thika Highway Improvement Project（AfDB、中国、借款）
- ・ Kenya - Nairobi missing link roads and non-motorised transport facilities（EU、無償、未着手）

なお、アフリカ開発銀行の支援により、ケニア政府は大量輸送公共交通システム調査を2011年8月から実施。今後、ナイロビ主要道路へのLRT(Light Railway Transit)あるいはBRT(Bus Rapid Transit)導入を予定している。この他にモンバサロード～ウフルハイウェイ～ワイヤキロードのうち、ナイロビ中心部区間において高架道路詳細設計中（含むBRT導入）。

3. 業務の目的

一般無償資金協力の活用を前提として、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討の上、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費の積算を行うと共に、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事項の内容、実施計画、運営維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本調査は、ケニア国から要請のあった「ウゴング道路拡幅計画（フェーズ2）」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、当機構がケニア国側とで合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 本計画における道路拡幅対象区間については、フェーズ1の対象区間の終点からウゴング道路が3方向に分岐するダゴレッティ・コーナー交差点まで

を結ぶ道路区間とする予定である（2 km程度）。なお、フェーズ 1 にてスコープカットされる道路区間（1.5km 程度）における基本設計を参考とした設計・積算見直し等についても本業務の対象に含める。

（2）本計画においてもフェーズ 1 と同じく対面通行式の 2 車線道路（片側 1 車線）を上下線分離式の 4 車線道路（片側 2 車線）への拡幅することを基本とする。また、フェーズ 1 においては高架鉄道計画のために中央分離帯に橋脚用の用地を確保すべく設計を変更した点に留意し、高架鉄道計画の現状および今後の見通しについて確認する。

（3）本計画にて拡幅する道路の付帯設備として、道路情報提供、信号地点制御システム等の本邦技術の本計画への活用可能性を検討するとともに、先方実施機関の意向および維持管理体制等を確認し了解を得た上で、概略設計・積算を実施する。必要性が認められれば、運用・保守に係るソフトコンポーネントの実施を検討する。

（4）既往無償案件の「ナイロビ西部環状道路」は、歩行者や自転車利用者等の Non-Motorized Transport（以下「NMT」という）への配慮が行き届いた道路として先方政府内で評価されている。ケニアにおいては NMT やユニバーサルデザイン、バリアフリー等の先進国的な取り組みが受け入れられる素地があるため、道路の多様な利用状況および混合交通等に配慮の上、設計を行う。

（5）ケニアにおける雨期は 3 月～5 月の大雨期及び 10 月～12 月の小雨期に分かれている。本調査の現地調査は大雨期に相当するため、降雨時・後に現地踏査を実施し、道路排水、近隣河川等を含む現況の把握に努めるとともに、地下水等の状況についても確認を行う。

（6）本計画については、現段階では「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月）（以下、JICA 環境社会配慮ガイドライン）に基づくカテゴリーを B としているが、事業計画が明確となった時点で必要に応じカテゴリー分類を行い、上記ガイドラインに従った環境社会配慮手続きを支援する。なお、4 車線化に係る道路用地は概ね確保されているものの、立木の伐採や露店の移設が必要が区間もあり、本協力準備調査にて予算確保の見通しとともに現状を確認する。

（7）本調査において設計・積算を行うに当たっては、2009 年 3 月に策定された「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）（2009 年 3 月）」（補完編・別冊を含む）に基づく。同マニュアルには、代表的なセクターの標準的な内容が示されているので、本案件の特性と求められる水準に配慮しながら、設計及び積算に必要な情報の収集、検討・分析、結果の整理、設計・積算に関連する資料（設計総括表、積算総括表等）の作成を行う。

（8）報告書・提出物等の作成にあたっては「無償資金協力に係る報告書等作

成のためのガイドライン」(2012年11月改訂版)に準ずることを基本とする。

6. 業務の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。

(1) インセプション・レポートの作成

ア 要請書及び関連資料の解析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握し、調査全体の方針・方法、現地調査計画ならびに協力計画案を検討する。

イ 上記を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

当機構が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート(調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度、双方の役割分担、留意事項など)を相手国政府関係者等に説明し、内容につき協議・確認を行う。

(3) プロジェクトの背景、目的、内容の確認

ア ケニア国の開発計画、道路セクターの開発計画等の上位計画における本計画の位置づけ及び整合性について確認する。

イ 道路セクターにおける他ドナーによる援助実績・動向および自己資金による事業実施にかかる最新状況を確認するとともに、本計画との関連性や重複の有無を確認する。

(4) プロジェクトの実施体制の確認

プロジェクトの実施機関であるKURA及び監督機関である運輸交通・インフラ省の組織・権限・人員構成や近年の予算状況、技術水準等を調査し、本プロジェクトの実施機関としての能力を確認する。また、既往案件に係る実施機関の事業実施実績をレビューする。

(5) サイト状況調査

ア ウゴング道路の渋滞状況及び周辺道路の整備状況、周辺地域の社会経済状況(裨益人口、主な産業、物流状況等)および調査対象区間の歩道、交差点、取り付け道路の現況につき確認する。

イ 調査対象区間において既存舗装の損傷状況、強度および構造、道路拡幅位置におけるCBR等の支持力等を確認する。ブラックコットンソイル等の道路建設上の問題となる地質の分布状況についても把握する。併せてCBR試験では試験可能な箇所数が限られることから、簡易型支持力測定器を用いた支持力試験をあわせて実施する。簡易支持力測定

器を用いる際には、事前に CBR 試験との較正を実施すること。(以上、
現地再委託可 別紙 1 自然条件調査仕様書案参照)

- ウ 既存構造物の損傷状況及び道路周辺の地形・自然条件（植生や湿地帯等の存在を含む）等を調査し、道路の耐久性を確保するための排水溝等の構造物の整備・改修が必要な箇所を調査し、適切な整備・改修方法を検討する。更に、上記調査結果を測量で得られる地形図に画像情報とともに取りまとめることにより、可能な限り現況情報を網羅し、詳細設計段階での情報の更新及び入札図書の一部とすることも考慮する。
- エ 道路等の施工方法及び、施工ヤード、仮設等に必要な用地を検討するとともに、道路用地（Right of Way (ROW)）の範囲を確認し、用地確保・住民移転の必要な範囲を確認する。
- オ 周辺施設（街路灯、電柱・地下埋設物、街路樹等）の移設・撤去の必要性の有無及び必要な諸手続きを確認する（現地再委託可 別紙 1 自然条件調査仕様書案参照）。

(6) 自然条件調査

- ア 道路及び関連構造物の設計にあたり必要な、地形、地質、河川、水文等の自然条件データを調査・収集し、施設計画、施工計画に反映させる。現地再委託も可とする。特に排水状況については道路損傷に大きく影響を与えると考えられることから十分な調査を行う。(現地再委託可、別紙 1 自然条件調査仕様書案参照)
- イ その他の自然条件（気象・地震等）に関する情報収集・分析を行い、施設計画、施工計画に反映させる（現地再委託可 別紙 1 自然条件調査仕様書案参照）。

(7) 調達事情調査（現地調達、第三国調達、サブコンなど）

- ア 労務状況、労務関連法規を確認し、施工計画に反映させる。
- イ 現地のサブコントラクターの施工能力・技術力・要員・建設機械の保有状況を確認する。
- ウ 資材／建設機械の調達先（現地調達・第三国調達・本邦調達）、調達方法、調達期間、調達価格、輸送費等について調査する。
- エ 資機材の輸送経路、荷揚げ港における関税手続き、輸送梱包費等について調査する。
- オ プロジェクト対象区間の近傍で入手可能な建設資材（鉄筋、セメント、砕石等）についての品質確認（必要に応じ材料試験を実施）及び価格調査も実施する。調査及び試験の結果、建設資材調達にリスクがあること

が判明した場合、そのリスクを報告書に記載すると共に、実施段階での再調査を提案するものとする。

(8) 交通調査・将来交通量推定

フェーズ1の交通調査結果をレビューした上で、必要な交通調査（現地再委託可、別紙2 道路交通量調査仕様書案参照）を行い、完工後の将来交通量を推定するとともに、設計交通量を設定する。

(9) プロジェクト内容の計画策定

帰国後30日以内を目処に設計・積算方針会議を開催し、プロジェクトコンポーネント等の概略設計方針について関係者と協議を行う。

協議結果を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）（2009年3月）」を参照して設計総括表を作成し、当機構に対しその内容を説明し、確認を取るものとする。

ア 計画・設計の基本方針

自然環境条件、地域分断対策等の社会配慮上の課題、交通安全、現地建設事情、施工後の維持管理、幹線道路の規格等についての対応（設計）方針を整理し、ケニアの最新の技術基準を確認し、併せて道路及び橋梁（設計速度、設計荷重、路肩幅員等）に係る設計基準を設定する。

イ 基本計画（道路および橋梁の基本的仕様）

上記およびフェーズ1の協力内容を踏まえ、本プロジェクトの基本計画を検討する。留意点は以下の通り。

(ア) 舗装構造設計にあたっては、道路損傷状況や過積載トラックの走行状況等を踏まえ、適宜、既往設計の見直しを行う。

(イ) 道路の断面構成の検討にあたっては、都市部での自動二輪、自転車、歩行者、家畜等との混合交通に配慮し、路肩の目的と考え方や多様な交通の安全性の確保についても整理する。

(ウ) 交差点においては当該地点における交通特性、交通規制等を踏まえ改良計画（含む信号等の付帯設備）を作成する。

(エ) 道路排水施設（横断、縦断）の計画にあたっては、気象条件（雨期）、地下水、地形・地質条件を考慮して排水容量及び流末処理を計画の上、施設規模を検討する。計画にあたっては、道路の路面排水だけでなく、地下排水更には隣接地排水の流域等を十分に加味したものとする。

ウ 概略設計図（路線図、平面図、縦断図、横断図、舗装構造図、主要構

造物計画図、機器・標識等配置図等)

エ 施工計画

施工計画には以下の内容を含めることとする。なお、雨期の出水、低水期を考慮するとともに、施工実施に必要な各種手続き（工事許可、交通規制等）及び具体的な工程等を確認し、必要に応じて、先方による手続きの実施をフォローする。

- ・ 施工方針
- ・ 施工上の留意事項
- ・ 施工区分（先方負担工事との区分）
- ・ 施工監理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達計画
- ・ 実施工程
- ・ 資材ヤード・建設ヤード等の用地候補に係る検討
- ・ 施工期間中の一般車両・歩行者の通行を確保した施工・仮設計画、一般交通の切り回し計画

(10) 重要な環境社会影響項目の予測・評価、及び緩和策、モニタリング計画案の作成

ア JICA 環境社会配慮ガイドラインに基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、配布資料の「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境社会配慮ガイドライン<参考資料>の環境チェックリスト案を作成するとともに、先方政府の定めるところの環境社会配慮手続きに必要な追加調査・検討を行い EIA/IEE 案としてまとめ（再委託可）、手続きの支援を行う。

イ 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下の通り。

- (ア) ベースとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、先住民族の生活区域、及び経済社会状況等）の確認
- (イ) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
 - ・ 環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等
 - ・ JICA 環境ガイドラインとの乖離及びその解消方法
 - ・ 関係機関の役割
- (ウ) スコーピング（プロジェクトを実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施
- (エ) 影響の予測
- (オ) 影響の評価および代替案（ゼロオプションを含む）の比較検討

- (カ)緩和策（回避・最小化・代償）の検討
- (キ)環境管理計画(案)・モニタリング計画（実施体制、方法、費用など）(案)の作成
- (ク)予算、財源、実施体制の明確化
- (ケ)ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議内容等）

(11) 簡易住民移転計画案の策定

JICA 環境社会配慮ガイドラインに基づき、簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下ア～シのとおり。また、報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。簡易住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。本プロジェクトのためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認する。

- ア 用地取得・住民移転の必要性
- イ 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
- ウ 事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果
- エ 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- オ 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- カ 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- キ 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- ク 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等)の特定及びその責務
- ケ 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- コ 費用と財源
- サ 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- シ 事業の初期設計及び生計再建対策の代替案に係る住民協議結果

(12) 相手国側負担事項に係る提言

相手国側負担事項（用地確保、ユーティリティ移設、各種建設許可の取得等）並びに無償資金協力としてプロジェクトを実施する際のケニア国政府の免税措置を整理し、提言案を検討する。施設の移設および用地確保に関し、関係省庁等からの許認可の有無、所要期間、概算費用を確認・検討し、本調査終了後も含めたスケジュール案を先方に提示してミニッツ等にて確認する。

(13) プロジェクトの維持管理計画

維持管理計画策定に当たっては、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。また、ケニア国全体の財政状況、道路関係予算配分状況、実施機関の人員・技術的能力、委託先現地コントラクター等の能力等を調査し、適切な維持管理が行えることを確認し、必要な場合支援策について検討する。

(14) プロジェクトの概略事業費

プロジェクト及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費、及びプロジェクトの維持管理費の概略事業費を積算する。

積算に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）（2009年3月）」を参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることをとする。

ア 準拠ガイドライン

具体的積算に当たっては、上記マニュアルの補完編を参照して積算を行う。

イ 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2012年11月）」に記載する様式にとりまとめ、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

ウ 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等のドナー比較資料」（様式の指定なし）を作成し、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

(ア)実施時期

(イ)事業費（総事業費及び内訳）

(ウ)概略の仕様

(エ)入札方法（PQ基準、国際入札／国内入札等）

(オ)契約条件（総価方式／BQ方式、支払い条件（履行保障の有無等）等）

(カ)施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

(15) 協力対象事業実施に当たっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留

意事項を整理する。

(16) プロジェクトの評価、裨益効果、事後評価のための評価指標の検討・関連情報の収集

プロジェクトの評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。なお、本プロジェクトについては、定量的指標として、①交通量の増加、②ピーク時における走行速度の短縮を想定している。

(17) 詳細設計等に係る実施方針案の作成

詳細設計等を行う上で必要となる以下の項目に係る実施方針案を検討し、KURAと確認する。

ア 詳細設計への申し送り事項のとりまとめ

本調査結果より、現計画にて想定されるリスク、詳細設計にて特に掘り下げて調査を実施すべき事項及び施工段階にて配慮すべき事項について、詳細設計への申し送り事項として取りまとめる（舗装設計における軸重や材料、排水設計における地下水位や季節変化、流末の状況、斜面防護、埋設物、積算単価等）。

イ 技術関連資料案

応札者への公平な情報提供、応札内容の齟齬の回避等を目的として入札図書に含めるべき技術関連資料（詳細設計報告書、図面、数量計算書、交通調査、軸重調査、地質調査、材料調査、構造計算書、線形計算書、用地関連データ等）の内容につき検討し提案する。

ウ 事前資格審査（PQ）条件に係る提言

応札者の財務・経営状況、工事实績に加え、本計画と類似する工事实績（自然条件、工法等）、業務従事者が保有すべき資格等につき提案するとともにPQ評価基準案等を作成する。

エ 詳細設計及び施工監理に係るTOR案の作成

詳細設計及び施工監理に係るTOR案を作成し、TOR案においてコンサルタントの権限と責任を明確化し、予め発注者であるKURA側と確認する。また、施工監理に当たって、以下の項目を網羅する施工監理計画書をKURAとの間で本体工事開始前に合意することを想定して、必要項目を検討の上TOR案に盛り込むこと。

(ア)施工監理体制:施工会社およびコンサルタントの業務内容と責任範囲、

施工監理組織図、各担当者の分担と責任

(イ) 監理項目と内容：承認手続き、適用基準（許容値や合格ライン）、品質管理、工程管理

(18) 本プロジェクトによる温室効果ガス（GHG）削減量の推計

本プロジェクトは大気汚染の緩和や、温室効果ガス（GHG）の排出抑制につながる気候変動緩和に資する事業と位置付けられる可能性があることから、配布資料の「『渋滞緩和』を図る案件での緩和効果の定量化手法について」を参考の上、本プロジェクトによる GHG 削減量を推計する。

(19) 準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容について当機構と協議する。

(20) 準備調査報告書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）をケニア国政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概算事業費を含む）。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

(21) 準備調査報告書等の作成

ケニア国政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- ア 概略事業費（無償）積算内訳書
- イ 概要資料
- ウ 準備調査報告書
- エ デジタル画像集

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

2014年2月中旬より国内事前準備を開始し、2014年3月上旬から4月中旬までを目途に現地調査を行う。また、上記期間以外にも必要に応じスポット的に現地再委託契約の監理等にアサインすることも可とする。現地調査報告会は2014年5月に予定している。以後、国内解析を実施し、2014年9月下旬までに準備調査報告書案及び概要資料を作成する。2014年10月中旬には現地概要説明（概略設計概要説明調査）を行い、2014年11月下旬までに準備調査報告書を作成・提出する。

2. 業務量目途と業務従事者の構成

(1) 業務量目途：

全体：約13M/M

(2) 業務従事者の構成

- ア 業務主任/道路計画（2号）
- イ 交差点改良・道路付帯設備設計（3号）
- ウ 道路・舗装設計（3号）
- エ 環境社会配慮（4号）
- オ 自然条件調査（4号）
- カ 施工・調達計画/積算（4号）

注）調査団員構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な団員構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。

(3) 環境社会配慮、自然条件調査、交通調査等に係る現地傭人

業務従事者の補助として、現地再委託契約の他に、現地での傭上を必要に応じ認める。傭上を希望する場合は、業務内容についてプロポーザルに記載すること。

3. 対象国の便宜供与

免税措置、C/Pの配置、サイト視察への同行、調査中の交通整理等

4. 配布資料

- (1) 無償資金協力要請書
- (2) ナイロビ首都圏道路整備状況（JICA資料）
- (3) カテゴリB案件報告書執筆要領（JICA資料）
- (4) 『『渋滞緩和』を図る案件での緩和効果の定量化手法について』（JICA

資料)

*以下の報告書について、JICA 図書館よりダウンロード可能のため各自参照のこと。

- ・2009年 ケニア国ウゴンゴ道路拡幅計画準備調査報告書（その1）
- ・2011年 ケニア国ウゴンゴ道路拡幅計画準備調査報告書（その2）

5. 当機構等からの参加団員の構成と現地調査行程（案）

（1）現地調査

- ア 団員構成：（ア） 総括・計画管理（JICA）
 （イ） 計画管理（JICA）

イ 調査行程：

相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、本計画の内容を検討し、ミニッツを取りまとめる（約10日間）。

（2）概略設計概要説明調査

- ア 団員構成：（ア） 総括・計画管理（JICA）
 （イ） 計画管理（JICA）

イ 調査行程：

準備調査報告書（案）について、相手国関係機関に説明・協議を行い、双方の確認事項などに関するミニッツを取りまとめる（約10日間）。

6. 現地再委託

以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することができる。

- ア 交通量調査
- イ 地形測量
- ウ 地質調査、地盤調査
- エ 気象・水文調査
- エ 埋設物調査
- オ 環境社会配慮調査

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」（2012年4月）に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

7. 別見積もり

上記「6. 現地再委託」については現時点での業務量が明確に出来ず、正確な見積もりを行うことが困難であるため、見積もり価格を分けて提示すること。

8. その他留意事項

(1) ケニア側実施体制

省庁再編等により本件の実施機関であるケニア国道公社（KURA）の本件への関わり方が大きく変更される可能性がある。業務実施中は、KURAやJICAケニア事務所、各種報道等から最新の情報を入手するように努める。

(2) 無償資金協力事業の実施体制

本計画の我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、当機構は本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画及び要員計画を明確に記載する。その際、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成要領」（2012年11月）の様式-2及び様式-3を準用した表を添付する。

(3) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に際し、業務主任は総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を検討する。

(4) 複数年度契約

本調査については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(5) 安全への配慮

JICA ケニア事務所との連携を密にし、JICA の定める安全対策措置に従うとともに、安全確保に最大限の注意を払う。

以上

(別紙1)

ウゴング道路拡幅計画フェーズ2にかかる
自然条件調査仕様書案

1. 目的

自然条件調査は、本調査を行ううえで必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造及び規模を決定し、設計、施工計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容と案件の性質に鑑み適宜取捨選択の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。

また、調査計画の策定に当たっては、JICA 環境ガイドラインと齟齬がないように留意する。

1. 自然条件調査

(1) 地形測量

調査目的：施設計画、設計及び施工に必要な地形の情報を把握する。

調査内容：地形測量（または地形データ入手）、路線測量（中心線測量、道路縦断/横断測量等）等

(2) 地質調査、地盤調査

調査目的：施設計画、設計及び施工に必要な地質の情報を把握する。

調査内容：ボーリング、標準貫入試験、土質試験、CBR 試験、簡易支持力試験、骨材材料試験等

(3) 気象調査

調査目的：対象事業の計画、設計及び施工計画に必要な気象条件を把握する。

調査内容：天候、気温、風向、風速、降水量、年間降雨パターン等

(4) 水文調査

調査目的：対象橋梁の計画、設計及び施工計画に必要な水理・水文状況を把握する。

調査位置：本計画対象橋梁周辺

調査内容：河川水位、流量、流速、河道調査、洪水履歴等

(5) 埋設物調査

調査目的：道路建設に必要な既存ユーティリティの埋設状況等を把握する。

調査項目：既存資料に基づく試掘等

以上

ウゴング道路拡幅計画フェーズ2準備調査にかかる
道路交通量調査仕様書案

1. 目的

交通量調査は、本調査を行ううえで必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおける交通量を的確に把握し、構造物の設計荷重と舗装の構造設計に必要な累積軸重を算出して対象施設・設備の適切な構造及び規模を決定し、設計、施工計画、積算に資するものとする。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案のうえ、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な交通量調査は本調査の中で行うことを原則とする。またできるだけの精度を確保できるよう、測定位置、測定方法を検討するよう留意すること。

2. 調査位置

調査対象区間上の数地点。尚、調査位置についてはプロポーザルにて提案すること。

3. 調査項目

車種別通行車両数（双方向）
交差点断面交通量
渋滞長、ピーク時旅行速度等

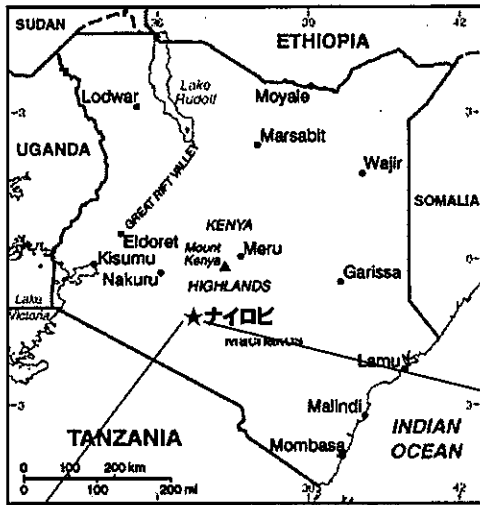
4. 調査方法

調査期間の制約のため、それぞれの地点について最低限、平日の1日間（24時間もしくは12時間）とするが、交通量の曜日変動や季節変動についても考慮可能なよう、調査方法についてもプロポーザル内で提案すること。調査に当たっては、必要に応じ歩行者・自転車の通行も観測し、歩道設置の検討に役立てること。

5. 実施方法

現地再委託等

以上



ウゴンゴ道路フェーズ2
プロジェクト位置図

